

## 2024年度 下半期 自己点検及び評価の内容

4月期・10月期の各学期末（9月・3月）に校長、事務局長、教務主任、監査役を中心とした自己点検・自己評価委員会を招集し、上記自己点検・自己評価を行い、外部監査を受ける。その結果を受け、現状、取り組み、課題について年度末にホームページ等で公表するものとする。評価方法は、以下基準による。

A: 達成している B: ほぼ達成している C: どちらともいえない D: 取り組みを検討中 E: 改善が必要

### (1) 名称の基準適合性（告示基準第1条第1項第1号関係）

1. 学校の名称として、告示されたものを正しく使用しているか。 評価  A

### (2) 学則の基準適合性（告示基準第1条第1項第2号関係）

2. 学則が基準に適合しているか。 評価  A

### (3) 教育の理念・目標

3. 学校の理念、目的・目標や育成する人材像が明確となっているか。 評価  A

4. その内容が社会のニーズに合致したものとなっているか。 評価  B

5. 理念に基づく教育が行われているか。 評価  B

6. 学校の特色として挙げられるものはあるか。 評価  B

7. 学校の将来構想を抱いているか。 評価  B

#### <教育目標>

##### ○進学、進学後の将来の就業に真に役立つ日本語コミュニケーション能力の養成

（感じたこと、考えたことを的確に伝え、相手の意図を的確に受け止めることができる能力、適切な場面で、適切な質問・回答・発言を日本語をもって行うことができる能力の養成）

##### ○日本の文化、風土、習慣、そして心を深く理解し、社会ルールを身につけ、日本社会から歓迎される人材の育成

##### ○自己実現のために努力し、自ら積極的・能動的に行動し、社会貢献できる国際人の育成

（多国籍学生による協同学習の中で、聞く、話す、読む、書くことに加え、体験・参加型のさまざまな世代の日本人との交流機会・見学会・セミナー・校外学習、スピーチコンテスト、検定対策授業など多くのイベントを用意し、大学研究等上位学習への進学意欲や日本社会への貢献意欲を持てるよう推進し、上位学習の際の専門分野への関心を深めるとともに、学生自らが、様々な国・多人種の中でも積極的・能動的に、社会、文化、地域の問題について考える力を養う）

#### 【現状認識・評価等の根拠】

下半期は特に生活の分野で先輩が後輩の面倒を見、後輩も先輩と積極的に交流していた。課外活動も行うことができ、日本文化に触れる機会も増やすことができている。自律学習の時間には進学、勉学双方に目を配りながら自分の学習のデザインを描き実現にむけて取り組んでいた。卒業を高等教育機関で自立して進んでいくストラテジーを身に着けてきている。

【課題とその解決方向】

学習面では、音声に関わる分野は得意であるが、以前として文字認識、文字による受容が弱い。解決方法として、毎日朝一番に前日の復習クイズを行った。すべて教科書から同じものを出し、個人のペースで解き終わったら教科書を開いて問題部分を探し、セルフチェックをして、赤字で訂正して教師に提出する。教師は訂正しきれていない部分を指摘し、再度セルフチェックを求める。完答できたら提出として認める。

必ず答えが教科書にあるという約束なので、自信をもってスキニングをするようになり、またかなりできるようになってきた。文字の認識も早くなってきた。今までは、非漢字圏の学生なので文字が弱いという教師の認識にとどまっていたが、今学期は文字認識の進歩の方策を探した。文字に触れさせる時間を増やし練習を重ねたことで作文もかけるようになってきた。今学期は卒業を前にして自由な試みができたので、来期は初級にもこの方式を広げていく予定である。

【参考資料】

当校パンフレット、HP サイト等

(4) 学校運営

8. 設置代表者が基準に適合しているか。 評価  A
9. 設置者が日本語教育機関以外の事業を行っている場合、当該事業について記載。
- 事業内容  企業経営・個人の財産管理・不動産活用等に関する総合コンサルティング及び調査に関する業務  
 広告業
10. 校長が基準に適合しているか。 評価  A
11. 主任教員が基準に適合しているか。 評価  A
12. 教員が基準に適合しているか。 評価  A
13. 教員数及び専任教員数が基準に適合しているか。 評価  A
14. 教員の1週間当たりの授業担当時間数が基準に適合しているか。 評価  A
15. 事務局の事務を統括する職員が、欠格事由に該当していないか。 評価  A
16. 学校の運営体制が日本語教育機関の告示基準を満たしており、円滑に運営できる体制を整えているか。 評価  A
17. 学校の理念や目的に沿った運営方針や事業計画が策定されているか。 評価  A
18. 学校運営方針はきちんと教職員に明示され、伝わっているか。 評価  A
19. 組織運営や人事、財務管理に関する規定や意志決定システム、コンプライアンス体制が整備されているか。 評価  B
20. 危機管理体制は整備されているか。 評価  B

- 2 1. 業務の効率化が図られているか。 評価  B
- 2 2. 職務分掌と責任が明確にされているか。 評価  B
- 2 3. 施設・設備は教育上の必要性及び生徒の安全確保に十分対応できるよう整備されているか。 評価  B

【現状認識・評価等の根拠】

告示基準に即した教職員の運営体制となっているが、今年度より、非常勤講師を増員したこと、事務職員も入れ替わりがあったこと、教務主任の交代などから、上半期は、運営体制、教務・事務の連携等の見直しを行ってきており、下半期も継続して行っている。定期的に事務、教務、寮担当者で情報共有を行うことで、情報統制を図り、連携して、早期対応を行っているが、教務・事務間での連携スピードは、業務量に応じて教務側での進学指導時期や、事務側での学生の在留資格申請時期等の繁忙期に、やや遅れがちになっている。

【課題とその解決方向】

引き続き資料やマニュアルを作成しており、教職員間のスムーズに連絡・連携を図るための電子的なツール・体制・システムの構築をしている。当初に割り当てた業務分担では、繁忙期・閑散期等により、一方の担当者に業務が集中し滞ってしまうことがあるため、業務分担を再考し、随時 管理者にて業務配分を行う必要がある。また、繁忙期の業務連携が遅れることがあるため、連携のためのルール改訂と、DX化を行う予定である引き続き、会議事項及びそれに要する情報集積等は事前に周知を図り、その情報を用いて各マニュアル策定者、確認者及び最終決裁権者については、業務内容別に担当者を決定する。各細則・決定事項等は、全教職員がいつでも閲覧できる場に配置・貼付し、ルールの組織内の統一と徹底を図る必要がある。

【参考資料】

EJU マニュアル, 公欠規定, HP 会員専用サイト, 業務ソフトマニュアル, 申請業務マニュアル, 各種会議議事録, 緊急危機管理マニュアル, 緊急連絡網, 危機管理規程, グループ組織図

(5) 教育活動

- 2 4. 教育課程が告示基準に適合しているか。 評価  A
- 2 5. 生徒の定員と、同時に授業を受ける生徒数が基準に適合しているか。 評価  A
- 2 6. 教育理念等に沿った教育課程が体系的に編成されているか。 評価  A
- 2 7. 教育理念・目的が教職員間で共有されているか。 評価  A
- 2 8. 成績評価や進級、修了の判定基準は明確となっているか、また、適切に運用されているか。 評価  A
- 2 9. 教員の指導力向上のための取組、教育課程の改善のための取組が行われているか。 評価  A
- 3 0. 教職員の評価を行っているか。 評価  C

3 1. 生徒による授業評価を定期的実施しているか。

評価  B

【現状認識・評価等の根拠】

進級、終了は定期試験と平常点の合計による評価で行われる。また学期終了時に担任との個人面談があり、基準が明確に示されている。各クラスの勉強指導は毎週のカリキュラムを校長兼主任教員がチェックし、学生に最適な教育がなされている。研修は専任には毎週、非常勤講師には毎学期講師会で行われる。講師への査定はまだ十分といえない。

【課題とその解決方向】

進級、修了の判定基準については、より適切な運用がなされるよう、客観的数値指標を用いて、明文化する。学生の修了判定や、学期毎の評価基準等については、認定日本語教育機関の要請並びに、日本語教育の参照枠等に準じて、評価の詳細は変更を予定している。教員間における、新評価方法の協議と研修を重ねている段階であり、来年度からこれを実施していきたいと考えている。

【参考資料】

教務会議議事録、教員研修経過報告書、出入国管理局へ提出の変更報告書

(6) 学修成果 課程修了者の日本語能力習得状況等（告示基準第1条第1項第4号関係）

3 2. 生徒の日本語能力の向上が図られているか、適切に把握しているか。

評価  A

3 3. 生徒の進路を適切に把握しているか。

評価  B

3 4. 進学先、就職先等での状況や、卒業生の社会的評価を把握しているか。

評価  A

3 5. 大学等への進学者の数、入管法別表1の1の表、若しくは第1の2の表の上覧の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く）への変更を許可された者の数、CEFRのA2相当以上のレベルの者、及びこれらの数の合計について、地方出入国在留管理局に報告しているか。

評価  A

3 6. 上記のそれぞれの数、及び合計について、公表しているか。

評価  A

公表方法 URL : <https://sakura-japanese.jp/>

3 7. 上記の合計について、当該年度の課程修了の認定を受けた者の7割を下回る場合に、改善  
方策を地方出入国在留管理局に報告しているか。

評価  A

【現状認識・評価等の根拠】

進路決定時期が早期化する中、学生がより早く、自身の進路に意欲的に考え、進学先を決定する仕掛けが必要である。この解決策として、入学当初より、先輩学生達の進路別の合格後のインタビューを定期的に配信する、進学説明会を早期に計画的に実施していくことを予定している。

また、今期は、学生自身の意思と力に乖離が存在する場合の進学指導に、集中して多くの労力がかかっているため、進路指導主任を中心に、指標となる進学先の試験情報と学生自身の日本語力等の分かる資料を策定してきた。この指標を用いて、より効率的かつ、公平な体系的進学指導を計画的に行っていきたい。

【課題とその解決方向】

学生の日本語能力の向上のため、定期的カウンセリングを行い、指導を行っているが、学生自身の意思と力に乖離が存在する場合の進学指導に、担当教員が手を焼いており、苦慮している傾向にある。

母語話者職員と連携し、学習、生活、進路などあらゆる面において細かく学生との情報共有を行っているが、進学先の決定時期が年々早くなっている中で、当校の学生が、進路についての意識を芽生えるのはやや遅い。

進路指導主任を中心に学校全体で計画的に動けるように体制を整えているが、これらの計画についても来年度はより早めていく必要があると感じている。

【参考資料】

学生面談シート、面接練習シート、学校面接評価表、進学相談スケジュール表、進学先のパンフレット等ファイル、受験生自筆の受験記録、合格先一覧、個人成績表、平常点記録表、模擬試験成績一覧、公式試験合格一覧、学校作成オリジナル進学指導資料

(7) 学生支援

- |  |                 |
|--|-----------------|
| 38. 生徒の生活指導、及び進路指導に関する知識を有する教員、又は事務職員の中から、<br>生徒の生活指導、及び進路指導を行う者を生活指導担当者として定めた上、適切な<br>生活指導及び進路指導を行うことのできる体制を整えているか。 | 評価 <u>  A  </u> |
| 39. 全ての生活指導担当者が、欠格事由に該当していないか。   | 評価 <u>  A  </u> |
| 40. 学生寮等、生徒の生活環境への支援は行われているか。  | 評価 <u>  A  </u> |
| 41. アルバイトに関する指導及び支援を行っているか。  | 評価 <u>  A  </u> |
| 42. 受け入れする生徒の言語対応が可能な組織になっているか。  | 評価 <u>  A  </u> |
| 43. 防災や緊急時における体制が整備されているか。   | 評価 <u>  B  </u> |
| 44. 入国・在留関係の管理・指導と支援が適切に行われているか。   | 評価 <u>  A  </u> |
| 45. 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取り組みを継続的に<br>行っているか。  | 評価 <u>  A  </u> |
| 46. 常に最新の生徒情報を把握しているか。   | 評価 <u>  A  </u> |
| 47. 入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし、以後1年ごとに健康診断を行っているか。   | 評価 <u>  A  </u> |

【現状認識・評価等の根拠】

アルバイト指導・資格外活動違反者等に対する取り組みは、継続して行っており、随時及び定期的にこれらの集団指導と個別指導を実施している。在校生は、理解を深め、関連するアルバイト指導・資格外活動や、犯罪関与事例等の問いかけに対し、学生は正しく回答をできるに至っている。

国民健康保険等の加入・納入の状況管理は、やや徹底できていない面があった。

近隣地域での自転車の迷惑行為（駐輪マナー）は、職員の立哨による見まわりの強化や指導方針の実施を行っており、前期よりは減少したものの、現在もなお、発生している。迷惑行為については、立哨や判明時の指導等、当校の策定ルールに従って、引き続き厳格に指導を継続していく予定である。健康診断については、一斉健康診断を実施しており、医療機関との連携や指導についても、スムーズに行えるようになった。健康診断結果で不安のある学生のフォローも職員が継続して見守っている。

【課題とその解決方向】

不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取り組みについては、オリエンテーション、定期的な家庭訪問、面談、現況調査、学生からの収支明細の提出、理解度チェックテスト等を行っている。指導後、暫く期間があくと、理解に不足が見られるため、定期的な指導が必須である。学生達の理解は、数を重ねるごとに、深まっているように思われる。

今後も、その実施の効果・結果に伴い、振り返り・改善と検証を繰り返す必要がある。

学生の在留資格更新後の国民健康保険等の加入・納入等については、引き続き管理表を用いて、校内チェック体制の強化を行い、学生への月間スケジュールや連絡事項等の配布資料等を用いて、定期的な周知に努めたい。

【参考資料】

オリエンテーション資料, 学生現況調査事項, 緊急危機管理マニュアル, 緊急連絡網, 新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル, 危機管理規程, 求人票, アルバイト説明会, アルバイト登録の流れ, アルバイト注意事項 (校内用, 就労先用), アルバイト検索一覧, アルバイト理解度チェックテスト

(8) 進路支援

- |   |    |              |
|---|----|--------------|
| 48. 学生に対する学習相談や進路に対する支援体制が整備されているか。         | 評価 | <u>  A  </u> |
| 49. 学生の進路開拓のための取り組みがなされているか。                | 評価 | <u>  A  </u> |
| 50. 進路指導担当者が特定され、指導体制が有効に機能しているか。           | 評価 | <u>  A  </u> |
| 51. 生徒の進路希望を把握し、指導担当者間で情報が共有されているか。         | 評価 | <u>  A  </u> |
| 52. 進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にあるか。 | 評価 | <u>  A  </u> |
| 53. 入学時からの一貫した進路指導を行っているか。                  | 評価 | <u>  A  </u> |

54. EJU、JLPT、BJT等の受験指導体制は整っているか。

評価  B

【現状認識・評価等の根拠】

進路指導主任の援助を受け、各クラス担任が自クラスの学生の進学指導を行っている。個別面談、書類作成、志望理由書作成、面接指導、を一人ずつ行う。また、最後は18項目に及ぶ校長面接を受けて、緊張下でも練習したことが発揮できるよう仕上げをする。普段あまり接しない校長との面接を通して、社会言語能力も養うようにしている。JLPT対策は選択コースとして行っている。能力別クラスとは異なり、希望受験級に合わせたクラス編成がされており、そこで自分の希望に合わせて勉強できるようになっている。

【課題とその解決方向】

当校は進学コースのみであるが、昨今増加している就職希望者増加支援体制は整える必要がある。EJUは選択コースの中に組み入れるほどの希望者がまだおらず、実際には希望者に授業後の補講で支援している。

【参考資料】

進学先パンフレット, 就職先求人票

(9) 教育環境 (告示基準第1条第1項第19号～第29号関係)

55. 学校の施設・設備が十分かつ安全に整備されているか。

評価  A

56. 教材は適切か。

評価  A

57. 学習効率を高めるための環境整備がなされているか。

評価  B

58. 教育、生徒数に応じた図書やメディアが整備され、利用できる環境になっているか。

評価  B

59. 授業時間外に自習できるスペースが十分確保されているか。

評価  C

【現状認識・評価等の根拠】

学校の施設・設備は十分かつ安全に整備されており、地震への備えでは転倒防止ポールの設置を行い、防火施設設備管理調査報告等を外部委託による資格保有者にて適切に行っている。教室にて使用する設備は必要かつ十分で告示基準も満たしている。

教材については、国籍、レベルに合わせて適切な教材が使用できるように随時検討している。

自習スペースは図書室があるものの、学生数が増え、十分なスペースは確保できていないと言えないため、来年度の移転先校舎では、これらを解決していきたい。学生達の利用するPCやメディア等については、以前より利用しやすい場所に設置したが、これらを有効的に活用してもらえるよう工夫が必要である。

【課題とその解決方向】

学習効率を図るため、学生自身が自律学習を進められるように授業時間に指導しているが、全員が自律学習が習慣化しているわけではないため、今後も引き続き指導が必要である。進学先の検索など、学生が自由に使用できるPCの設置ができていないため、使用上の注意・マニュアル等を策定し、使用開始の周知を次年度以降学生に進めていきたいと考えている。

【参考資料】

HP掲載の教室写真等

(10) 入学者の募集（告示基準第1条第1項第31号～第34号関係）

60. 入学者の募集に当たり、入学希望者に対し、告示基準に定める事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実に行っているか。 評価  A
61. 入学者の選考に当たり、入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること、及び経費支弁能力を有することを適切な方法で確認しているか。 評価  A
62. 入学者の選考に当たり、入学希望者が仲介業者等に支払い、又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握している。 評価  A
63. 不適切な仲介業者が関与している場合には、その入学希望者の入学を認めないこととされているか。 評価  A
64. 適正な定員設定及び在籍者数になっているか。 評価  A
65. 授業料等は適切か。 評価  A

【現状認識・評価等の根拠】

入学者募集時には、説明会を実施するとともに、HPや募集要項、パンフレットを用いて、直接学生、仲介業者への重要事項の説明を行い、経費支弁者には、内容理解の再確認を電話にて行っている。

開校後実績が蓄積してきたことにより、入国した当校の学生の日本での生活の様子を紹介できるに至ったため、学生の同意を得たうえで、入学募集時には紹介動画等も利用しており、入学希望者のモデルケースを示せるようになった。入学選考においては、現在、募集国現地での直接面接や居住地・勤務先等の訪問に困難を伴うことも多いことから、書類選考、生徒及び経費支弁者の面接選考に加えて、その他各種調査をメール、電話等を重ねて徹底した調査を実施して、確認を行っている。入学希望者が仲介業者等に支払う金銭の名目等は学生に聴取をとっており、確認を行っている。不適切な仲介業者による入学希望者の入学は認めないとともに、不適切な業者であるとの認定を当校で行った仲介業者からは他の入学希望者についても入学を認めないという運用を徹底している。ベトナムにおいては、とりわけ仲介業者契約時、在留資格申請時の二度に渡り、教育庁の許可状況を確認を行っている。国際情勢の変化及び、今年度は、開校後初めて、新規校から適正校への当校の選定区分の変更があったことから、各国別選考基準、応募書類確認事項、選考時の対応者の手順、マニュアル改訂を行った。

新しい基準やマニュアルに基づく取り組みは、研修とOJTを繰り返しているが、徹底できているかの確認チェック体制と流れの仕組みを作っていく必要がある。



【課題とその解決方向】

当校の選定区分の変更に伴い、新しい基準やマニュアルを改訂したが、入学選考にあたっては、担当職員は、マニュアルに即した徹底した対応が必ずしもできていないことがあり、選考時において、追加での学生への確認事項等が生じることがある。今後、よりスムーズで適格な選考実施ができるよう、面接選考書類の記録用紙を改訂し、管理・指導等の確認体制とスケジュールの策定を見直す予定である。

ただ、一方で、先輩職員から後輩職員への教育ができるようになり、業務効率は向上している。

不適切な仲介業者や学生書類の精査レベルを向上するため、継続して、管理者による担当職員の管理・確認を行っていく必要がある。

【参考資料】

募集要項、HP、パンフレット、送り出し機関調査アンケート、ベトナムにおける教育庁の許可証、学生の紹介動画

(11) 禁止行為（告示基準第1条第1項第41号関係）

66. 職業安定法上の許可を受けている場合を除き、生徒の在籍中、若しくは離籍後の  
就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者、若しくは進学先の教育機関、又は  
仲介者からあつせん、又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員  
をしてこれを得させていないか。 評価  B

【現状認識・評価等の根拠】

コンプライアンスの徹底のため、事務局長・理事長を中心とし、禁止行為がないよう監督を行っている。

現時点においては、職業安定法に反する禁止行為の対応は存在していない。

入職時の雇用契約書等においても、教職員のこれらの禁止行為の周知とそれに伴う処分を明記する方針をとっており、とりわけ学生との距離が近い母語話者には、定期的な注意喚起を行っている。

禁止行為は存在しないが、学生たちは、プライベートにおいても非常に教職員（とりわけ母語話者）を頼りにしている傾向にあり、学生の日本社会での自立と日本語習得の妨げになっている可能性は否定できない。

また、こういった関係性が将来的に禁止行為の温床とならないようにしていく必要がある。

【課題とその解決方向】

進路指導担当者、就労先の対応担当者等を定期的に監査するとともに、管理職等により直接各対応業者への聴き取り調査や対応を行うことや、学校支給の携帯電話等の利用履歴等の監査・監視を行う予定をしている。また、学生と職員においては、生活指導とサポート、進路個別指導等においても、個人的なやりとりではなく、適切な距離感を保つよう、校内ルールを策定し、具体的な多数の事例を基に、研修・指導をしていく必要がある。

【参考資料】

(12) 在籍管理（告示基準第1条第1項第36号～第40号関係）

67. 個々の生徒の単位時間ごとの出欠を正確に把握するための適切な措置を講じているか。 評価  A
68. 1か月の出席率が8割を下回った生徒については、1か月の出席率が8割以上になるまで改善のための指導を行っているか。 評価  A
69. 生徒の在留期間並びに資格活動の許可の有無、及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行っているか。 評価  A
70. 資格外活動の許可を受けている生徒に対して、当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めているか。 評価  A

【現状認識・評価等の根拠】

出欠の管理については、授業担当者及び別教員による確認、月次の全学生の出欠状況確認を行っており、遅刻、欠席、早退等の際には、電話等による速やかな状況確認を行っている。欠席連絡受領時にもスムーズな教職員の情報共有システムを策定した。出席率低下の学生については、改善のための指導を行うとともに、支弁者、仲介業者とも連携をとり、より適切に改善を行っている。現在出席率が8割を下回る学生はいない。資格外活動を行う機関の名称の届出や、在留期間・資格外活動許可の応じた指導については、徹底して行っているものの、新入生・入国間もない学生自身の把握や日本語力では、学生自身の回答や届出において正確な把握が難しいため、学校事務局から直接就労先への在籍確認連絡や、資格外活動に関するご説明、アルバイト勤務シフト（勤務予定時間）等の確認・変更等をアルバイト先に応じて、適宜行っている。アルバイト先との連携体制も整ってきており、定期的な学生の就労状況や、当校発行の長期休暇証明書取得の旨のご報告をいただけるようになり、より正確で円滑な学生の状況把握ができるようになった。

【課題とその解決方向】

当校では、学生たちは、原則在籍期間中は、当校管理の近隣寮に居住していただいているため、出席率は高く、遅刻・欠席も少ないと考えられる。しかし、今後、学生寮に居住できない学生が増加してきた場合に、出席率低下を行さないよう、また出席率低下時の管理指導方針を検討していく必要がある。

【参考資料】

出席指導指針、出席簿（データ管理）

(13) 財務

- |                               |    |            |
|-------------------------------|----|------------|
| 71. 中長期的に財務基盤は安定しているか。        | 評価 | <u> A </u> |
| 72. 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 | 評価 | <u> B </u> |
| 73. 財務について会計監査は適切に行われているか。    | 評価 | <u> A </u> |
| 74. 財務情報の公開の体制はできているか。        | 評価 | <u> C </u> |

【現状認識・評価等の根拠】

2024年度10月期の受入れ学生数は計画通り安定していたことから、収益状況においては、安定している。校地校舎移転に伴い、一部金融機関からの借入を行ったが、金融機関の与信範囲であり、収支に影響と問題はない。その他設備投資が増加したため、経費は増大しているが、設置会社の財政状況・財務基盤においては、十分に安定的であるため、日本語学校事業の他において、賄うことが十分に可能である。

しかし、在籍学生の進学指導と募集に多くの労力がかかっていることから、人件費・業務負担は未だ多い。収益状況は、月次単位で、顧問税理士との連携による現金・預金実査、棚卸資産の確認も実施し、財政状況・収支状況の確認及び適切な会計処理を継続しているため、教育課程に直接かかわらない提携事業者にかかわる費用面の見直しや、業務効率化により、経費削減に努めている。

【課題とその解決方向】

在籍学生の進学指導等の負担軽減、募集活動に関わる経費を抑える必要がある。学生募集活動にかかる負担選定区分の変更に伴い、新規校の際に比較して、軽減される見込みである。また、今年度より、非常勤校長が、教務主任を兼任することにより、教職員及び学生指導の充実・効率化を図っているため、これによる業務負担が減る見込みである。

一方で、教職員の人材確保のため、賃金の改定や福利厚生等の充実の必要があり、これにかかる予算捻出のが課題となっている。

また、校舎移転による教育設備や学生寮等の環境充実と、学生募集活動チームの強化並びに、関係機関等とのより信頼関係構築を図ることで、より一層多くの優秀かつ、経済的に安定した学生の受入れを増加し、一方で経費削減を行う予定である。

今後も、月次単位で、顧問税理士との連携による、財政状況・収支状況の確認及び適切な会計処理を継続し、設置会社の収益の範囲で予備費は充分にあるため、校舎移転等に伴う一時的な財政支出等にも、速やかに対処ができるよう準備を整えたい。

【参考資料】

設置会社 決算報告書、試算表、予算

(14) 法令遵守

75. 出入国管理及び難民認定法令及び各種関係法令等の遵守と適切な運営を行っているか。 評価  A
76. 個人情報保護の対策が取られているか。 評価  B
77. 自己点検の実施と改善及びその公開を適切に行っているか。 評価  A
78. 関係省庁への定期報告を遅延なく実施しているか。 評価  A
79. 告示基準に基づき、記録、届出のあった内容又は資料を適切に保存している 評価  A
80. 地方出入国在留管理局の求めがあったときは、第31号、第33号、若しくは第35号から第37号までに規定する記録、第40号に規定する届出のあった内容、又は第45号に規定する資料を地方出入国在留管理局の職員に提示しているか。 評価  A

【現状認識・評価等の根拠】

各種届出、自己点検の実施等は滞りなく行っている。

その他、関係省庁・所属協会等の報告、適切に行っており、疑義が生じうる事項・関係省庁からの通知において、解釈に不安が生じる際には、必ず事前の相談・報告を関係省庁に行うとともに、相談記録を校内にて保管するよう徹底している。

資料保存等については、電子媒体と紙媒体の二重管理を行い、システム障害等に備えている。

ハード面での個人情報保護システムはやや弱かったため、耐火金庫の入れ替え、校内のセキュリティの強化を図った。

【課題とその解決方向】

来年度は、新校舎となり、現在よりも校舎が広がるため、SECOM等を用いたハード面でのセキュリティ強化が必要となる。

また、インターネット環境等においても、校舎移転に伴い、整備を行うため、個人情報の取り扱いの認識や、当校内での個人情報の取り扱いに関するルールの策定・改訂と、入職時に速やかにこれらの指導・研修も継続して、行っていく必要がある。

【参考資料】

変更届、日本語教育施設在籍者数等現況報告書

(15) 地域貢献・社会貢献

81. 日本語教育機関の資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献、学生のボランティア活動への支援、公開講座等の実施などの取組を行っているか。 評価  C

【現状認識・評価等の根拠】

今年度は、学生希望者のみが参加し、地域のお祭り等において、地域交流を図った。  
下半期は、昨年と同様に、授業の一環として、当校近隣の学童保育（小学生）との交流会を行う等の積極的な交流授業を行いたいところであったが、進学指導・決定の取り組みに追われ、これが実施に至らなかった。  
また、学生の個人情報等の取り扱いと保管・管理を徹底したうえで、有償ではあるものの一般価格より低廉な価格で、地域住民へ当校の資源や施設を利用いただいております、好評である。

【課題とその解決方向】

社会貢献・地域貢献、学生のボランティア活動への支援、公開講座等の実施な取組も前向きに検討していきたい。地元の町内会・自治会にてゴミの清掃活動等においても、学生に呼びかけるも、学生達の自発的な積極的参加には至っていない。来年度は、移転先校舎近隣において、今後、学生達が参加したいと思えるしかけを作っていく必要がある。

【参考資料】

自己点検実施期間：2025年3月18日～3月30日

公表日：2025年3月31日